

**「千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正（案）」
及び「（仮称）千葉市墓地等経営計画審査会設置条例（案）」に
関するパブリックコメント手続を実施します。**

墓地や納骨堂の安定的かつ永続的な経営を確保するため、設置等に係る財務状況等を審査するにあたり、学識経験者からなる第三者機関へ諮問するほか、既存墓地に対する一部の基準を見直すにあたり、千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正し、（仮称）千葉市墓地等経営計画審査会設置条例を制定します。

このたび、「千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正（案）」及び「（仮称）千葉市墓地等経営計画審査会設置条例（案）」の概要を作成しました。

この案について、皆様のご意見、ご提案をお聞かせください。

【案の公表場所】

- ・市ホームページ：<https://city.chiba.jp/go/pbc>
- ・市内施設での閲覧および配布：生活衛生課（中央コミュニティセンター1階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所の地域振興課、市図書館。

【意見の募集方法】

- ・募集期間：令和2年11月2日(月)～令和2年12月1日(火) ※郵送の場合は当日消印有効
- ・募集方法

「千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正（案）」及び「（仮称）千葉市墓地等経営計画審査会設置条例（案）」に対する意見」と書き、住所、氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）、電話番号・電子メール等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

・提出先

- 1 郵 送：〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1 千葉市役所生活衛生課
- 2 F A X：043-245-5556
- 3 電子メール：seikatsueisei.HWM@city.chiba.lg.jp
- 4 持 参：生活衛生課（中央コミュニティセンター1階）、各区役所の地域振興課

【市の考え方の公表】

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、令和2年12月に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報公表しません。

お問い合わせ先

千葉市保健福祉局医療衛生部生活衛生課

電 話 043-245-5214

F A X 043-245-5556

電子メール seikatsueisei.HWM@city.chiba.lg.jp